

# 特許協力条約(PCT)の概説及びその戦略 的活用

2022年6月22日

特許業務法人 深見特許事務所  
副所長 弁理士 佐々木真人

# PCTの概説

## 1. 特許協力条約（PCT）とは

PCTは、特許の分野の国際協力を図るための条約である。

発明の保護の取得を簡易かつ一層経済的なものとすることを通じて科学及び技術の進歩に貢献する。

技術情報の公衆による利用が容易かつ速やかに行われるようにし、また開発途上国に対しては技術情報の提供等の援助を行う。

### 【PCTの正式名称】

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成され、千九百七十九年九月二十八日に修正され、千九百八十四年二月三日及び二千一年十月三日に変更された特許協力条約(二千二年四月一日から発効)。

# PCTの概説

## 【PCT前文】

締約国は、  
科学及び技術の進歩に貢献することを希望し、  
発明の法的保護を完全なものにすることを希望し、  
複数の国において発明の保護が求められている場合に発明の保護の取得を簡易かつ一層経済的なものにする  
ことを希望し、  
新たな発明を記載した文書に含まれている技術情報の公衆による利用が容易かつ速やかに行われるようにする  
ことを希望し、  
開発途上にある国の特別の必要に応ずる技術的解決の可能性に関する入手の容易な情報を提供することにより、また、絶えず増大する近代技術の利用を容易にすることにより、国内的制度であるか広域的制度であるかを問わず開発途上にある国における発明の保護のための法律制度の効率を高めるための措置を採用することを  
通じてその経済発展を助長し及び促進することを希望し、  
諸国間の協力がこれらの目的の達成を極めて容易にすることを確信して、  
この条約を締結した。

# PCTの概説

## 2. 多数国間条約

PCTは多数国間条約である。

## 3. パリ条約の特別取極

PCTは、パリ条約の特別取極の1つとして位置付けられている(PCT1条(2))。

*この条約のいかなる規定も、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国の国民又は居住者の同条約に基づく権利を縮減するものと解してはならない。(PCT1条(2))。*

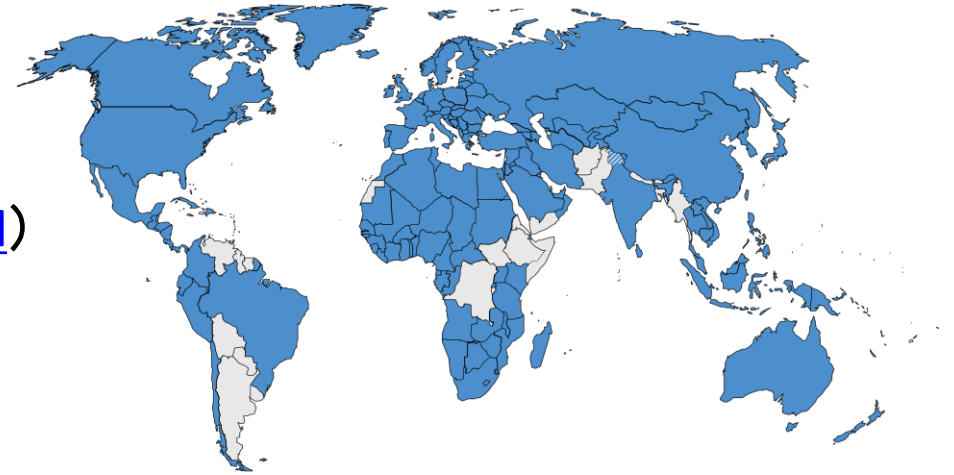
※ PCT以外のパリ条約の特別取極の例: 標章の国際登録に関するマドリッド協定(1891年), 意匠の国際登録に関するハーグ協定(1925年), 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書(1989年)等

# PCTの概説

## 4. 締約国

PCTの締約国数：156(2022年5月時点)

([https://www.wipo.int/pct/ja/pct\\_contracting\\_states.html](https://www.wipo.int/pct/ja/pct_contracting_states.html))



PCTの締約国となることができるのは、パリ条約の加盟国である(PCT62条(1))。

工業所有権の保護に関する国際同盟の構成国は、次のいずれかの手続により、締約国となることができる(PCT62条(1))。

# PCTの概説

## 5. PCTの正文

条約の正文は、条約を確定する正式な条約文であり、1つの言語により作成されるものと、複数の言語により作成されるものがある。

PCTの正文は、英語及びフランス語である。

**【Q1】 2つの言語による正文があることで問題は生じない？**

この条約は、ひとしく正文である英語及びフランス語による原本一通について署名する(PCT67条(1)(a))。

パリ条約の正文は、フランス語のみである。

# PCTの概説

## 6. 公定訳文

PCTでは、スペイン語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、その他総会が指定する言語による公定訳文を作成することとされている。

### 【Q2】 公定訳文のみに基づいて解釈してよいか？

#### 疑義がある場合の解釈はどうすべき？

事務局長は、関係政府との協議の上、スペイン語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア語その他総会が指定する言語による公定訳文を作成する(PCT67条(1)(b))。

※ パリ条約の公定訳文は、ドイツ語、英語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語である(パリ条約29条(1)(b))。

# PCTの概説

## 【PCT(日文)の注意書き】

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成され、  
千九百七十九年九月二十八日に修正され、  
千九百八十四年二月三日及び二千一年十月三日に変更された

特許協力条約  
(二千二年四月一日から発効)

### 注意

この日本語テキストは、特許協力条約の日本語仮訳を提供するものです。  
従って、参考目的のためにのみご利用ください。  
この日本語テキストと原文とに相違する記載があるときは、  
全て原文が優先します。



# PCTの概説

## 7. PCTの構成

(1) PCT: 前文及び69か条からなる。

(2) 規則: 規則は, PCTに附属するものであり, 出願人, 国際調査機関, 国際予備審査機関に影響を与える細目を定める。

*この条約に附属する規則には, 次の事項に関する規定を設ける(PCT58条(1))。*

*(i) この条約において, 規則に明示的にゆだねられている事項又は所定の事項であることが明示的に定められている事項*

*(ii) 業務の運用上の要件, 事項又は手続*

*(iii) この条約の規定を実施するために有用な細目*

(3) 実施細則: 総会の監督の下に事務局長によって作成。

# PCTの概説

## 8. PCTの各種制度

### (1) 国際出願

**国際的に統一された出願書類を締約国の国内官庁に対して1通だけ提出すれば、全ての締約国に対して国内出願をしたことと同じ扱いを受けることができる。**

*締約国における発明の保護のための出願は、この条約による国際出願としてすることができる(PCT3条(1))。*

**国際出願日が認定されると、国際出願日から各指定国における正規の国内出願としての効果を有することとなり、国際出願日は、各指定国における実際の出願日とみなされる。**

*国際出願日の認められる国際出願は、国際出願日から各指定国における正規の国内出願の効果を有するものとし、国際出願日は、各指定国における実際の出願日とみなす(PCT11条(3))。*

# PCTの概説

## (2) 国際調査

**国際出願の請求の範囲に記載された発明に関連のある先行技術の発見を目的として管轄国際調査機関が調査を行う制度をいう。**

*各国際出願は、国際調査の対象とする(PCT15条(1))。*

*国際調査は、関連のある先行技術を発見することを目的とする(PCT15条(2))。*

*国際調査は、明細書及び図面に適切な考慮を払った上で、請求の範囲に基づいて行う(PCT15条(3))。*

**国際調査報告や国際調査機関の書面による見解が得られる。**

*国際調査報告は、所定の期間内に、所定の形式で作成する(PCT18条(1))。*

*国際調査機関は、国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言の作成と同時に、…書面による見解を作成する(PCT規則43の2.1(a))。*

# PCTの概説

## (3) 国際公開

**国際事務局が所定の言語，時期（国際出願の優先日から18月経過後），方法で統一的に出願内容を公表する制度。**

*国際事務局は，国際出願の国際公開を行う（PCT21条(1)）。*

*国際出願の国際公開は，(b)及び第六十四条(3)に定める場合を除くほか，国際出願の優先日から十八箇月を経過した後速やかに行う（PCT21条(2)(a)）。*

## **早期の国際公開の請求も可能。**

*出願人は，(a)に定める期間の満了前のいずれの時においても国際出願の国際公開を行うことを国際事務局に請求することができるものとし，国際事務局は，規則の定めるところにより手続をとる（PCT21条(2)(b)）。*

## **仮保護を受けられる場合がある。**

*指定国における出願人の権利の保護に関する限り，国際出願の国際公開の指定国における効果は，(2)から(4)までの規定に従うことを条件として，審査を経ていない国内出願の強制的な国内公開について当該指定国の国内法令が定める効果と同一とする（PCT29条(1)）。*

# PCTの概説

## (4) 補充国際調査

**出願人の請求により、国際調査(主国際調査)に加えて、補充国際調査機関が補充的な国際調査を行う制度。**

*出願人は、優先日から二十二箇月を経過する前にいつでも、国際出願について45の2. 9の規定に基づき補充国際調査を管轄する国際調査機関が補充国際調査を行うことを請求することができる(PCT規則45の2.1(a))。*

**補充国際調査報告が得られる（見解書は作成されない）。**

*補充調査のために指定された機関は、優先日から二十八箇月以内に、補充国際調査報告を作成し、又は補充国際調査報告を作成しない旨を45の2. 5(c)の規定によって適用する第十七条(2)(a)の規定に基づいて宣言する(PCT規則45の2.7(a))。*

# PCTの概説

## (5) 国際予備審査

**国際予備審査機関が、出願人の請求により、国際出願の請求の範囲に記載された発明の新規性等の特許性の有無について、予備的かつ拘束力のない見解を示す制度。**

*国際出願は、出願人の国際予備審査の請求により、この条及び次の諸条並びに規則の定めるところにより国際予備審査の対象とする(PCT31条(1))。*

**例外を除いて、国際予備審査機関の見解書が示される。**

*出願人は、国際予備審査機関が次のすべての条件が満たされていると認める場合を除くほか、少なくとも一回当該国際予備審査機関から書面による見解を示される(PCT34条(2)(c))。*

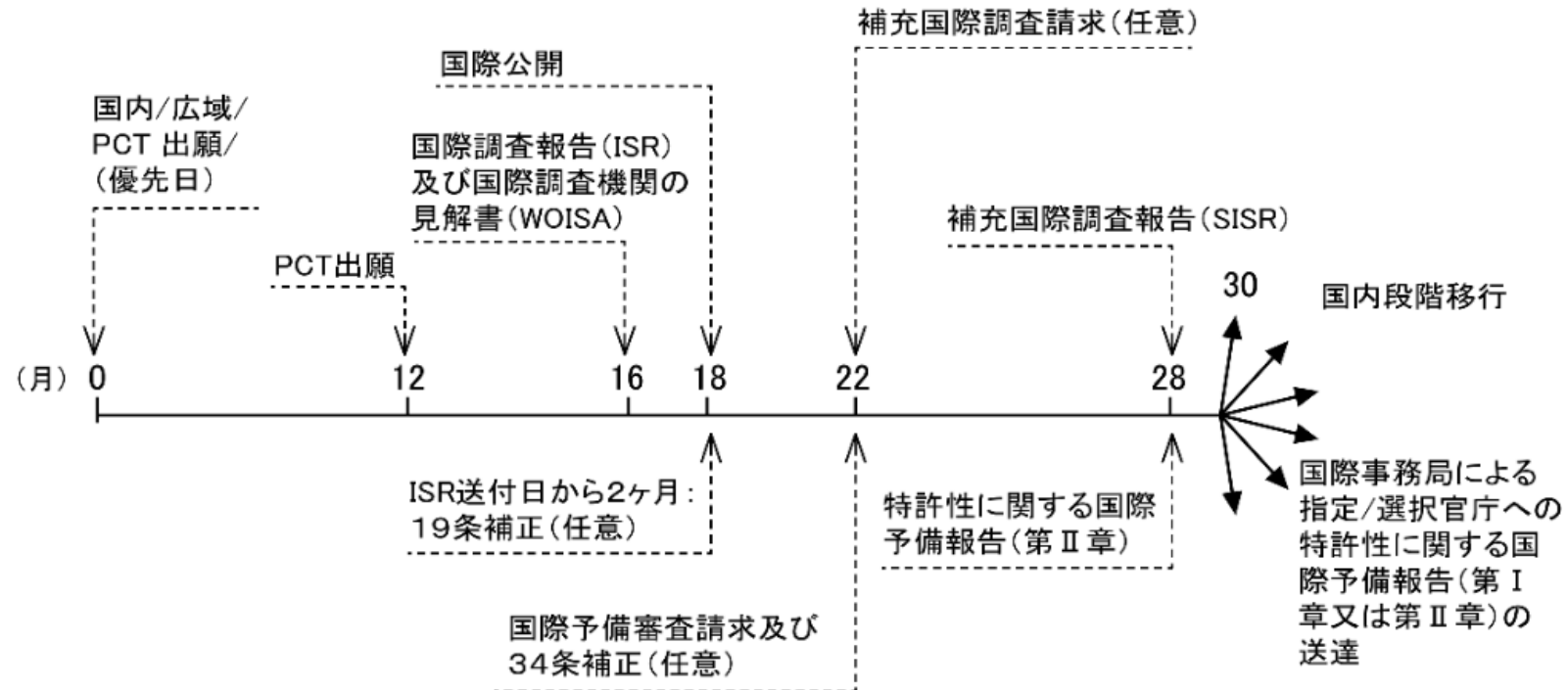
**国際予備審査報告が得られる。**

*国際予備審査報告は、所定の期間内に、所定の形式で作成する(PCT35条(1))。*

**【Q3】 国際調査機関の見解書が得られるのに国際予備審査は必要？**

# PCTの概説

## 9. PCTによる手続概要



# PCTルートとパリルートの比較

表1 PCTルートのメリット（パリルートとの比較）

観点	PCTルート	パリルート
様式及び言語	PCTの規定に沿った統一された様式を用い、ROが指定した言語で、一つの出願書類を作成し、ROに出願すればよい。	各国で異なる様式に合わせ、各国の言語で、複数の出願書類を作成し、各国特許庁に出願する必要がある。
出願日の確保	ROにPCT出願することによって、全てのPCT締約国に対して出願日を確保できる。	各国特許庁に出願手続を行わなければ、それぞれの国での出願日を確保できない。
予備的な見解	特許性（新規性、進歩性等）の有無について予備的な見解が得られ、その結果に基づき各国での手続を進めるか否か判断できる。	先の出願に対する調査・審査結果は、通常は、優先期間内には得られない <sup>1)</sup> 。
各国での手続までの期間	各国での手続（翻訳文の提出等）に入るか否か判断するまでに原則30月の余裕がある。	優先期間である12月以内に出願書類を翻訳して各国に出願する必要がある。

(特許庁平成30年度  
実務者向け説明会  
テキストより)

【Q4】 PCTルートとパリルートのどちらにすべき？

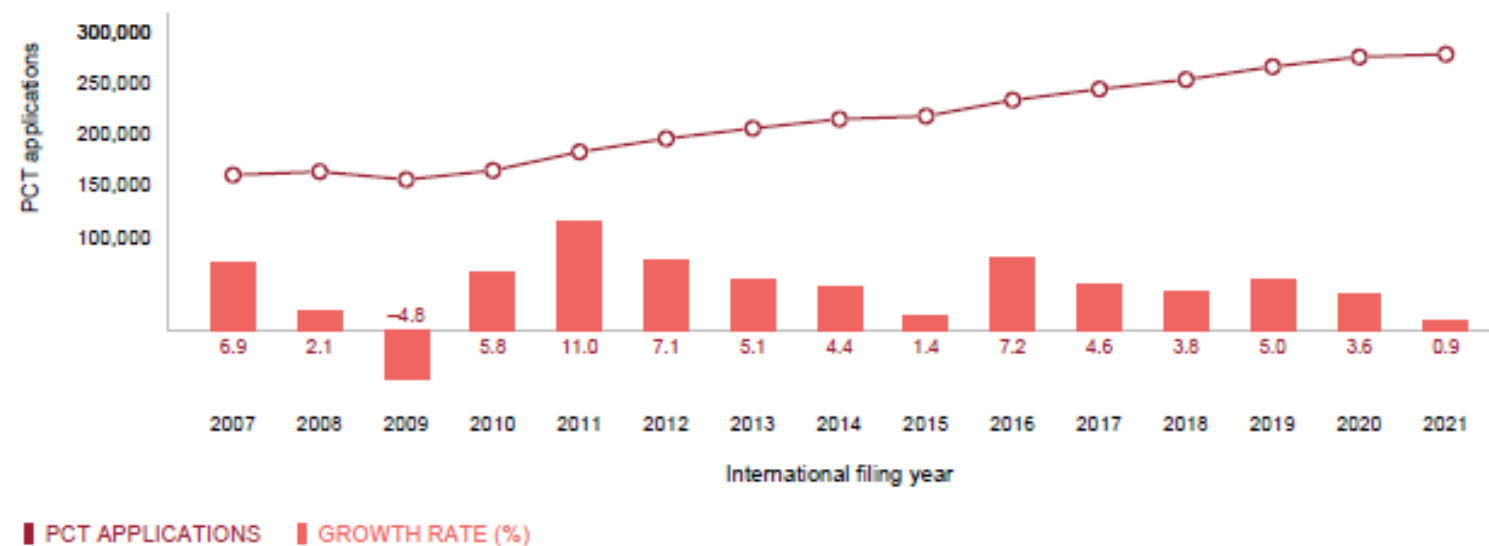


# PCT統計

## Global trends in PCT applications

**PCT applications grew by 0.9% to reach 277,500 in 2021.**

A1. Trend in filings of PCT applications, 2007–2021



Note: Data for 2021 are WIPO estimates.

Source: WIPO Statistics Database, March 2022.

Patent Cooperation Treaty Yearly Review 2022より

# PCT統計

## Top PCT applicants

**For a fifth consecutive year, Huawei Technologies ranked top PCT applicant in 2021.**

A15. Top 50 business PCT applicants, 2019–2021

Overall ranking	Change in position from 2020	Applicant	Origin	Published PCT applications		
				2019	2020	2021
1	0	HUAWEI TECHNOLOGIES CO., LTD.	China	4,411	5,464	6,952
2	3	QUALCOMM INCORPORATED	U.S.	2,127	2,173	3,931
3	-1	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	Republic of Korea	2,334	3,093	3,041
4	0	LG ELECTRONICS INC.	Republic of Korea	1,646	2,759	2,885
5	-2	MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION	Japan	2,661	2,810	2,673
6	2	GUANG DONG OPPO MOBILE TELECOMMUNICATIONS CORP., LTD	China	1,927	1,801	2,208
7	0	BOE TECHNOLOGY GROUP CO.,LTD	China	1,864	1,892	1,980
8	-2	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (PUBL)	Sweden	1,698	1,989	1,877
9	0	SONY GROUP CORPORATION	Japan	1,566	1,793	1,789
10	0	PANASONIC INTELLECTUAL PROPERTY MANAGEMENT CO., LTD.	Japan	1,567	1,611	1,741

Patent Cooperation Treaty Yearly Review 2022より

# PCTの戦略的活用

## 1. みなし全指定制度

**国際出願の願書を提出すると、自動的に全締約国（締約国数156カ国（2022年5月時点）  
[https://www.wipo.int/pct/ja/pct\\_contracting\\_states.html](https://www.wipo.int/pct/ja/pct_contracting_states.html)）を指定したことになる。**

*国の指定, 保護の種類, 国内及び広域特許(PCT規則4.9(a))*

*(a) 願書の提出は, 次の事項を構成する。*

*(i) 国際出願日に条約に拘束される全ての締約国の指定*

### 【 ポイント1】

**出願国の漏れ防止に役立つ。**

# PCTの戦略的活用

## 2. 国際出願日の認定

**国際出願日が認定されれば、全指定制度により指定された全ての締約国における実際の出願日とみなされる。**

*第六十四条(4)の規定に従うことを条件として、(1)(i)から(iii)までに掲げる要件を満たし、かつ、国際出願日の認められる国際出願は、国際出願日から各指定国における正規の国内出願の効果をもつものとし、国際出願日は、各指定国における実際の出願日とみなす(PCT11条(3))。*

### 【 ポイント2】

**パリルートでは、実際に各国に対して出願した日が各国での出願日となるので、各国への出願日が異なる場合があるのに対し、PCTによれば、各指定国への出願日を国際出願日に統一できる。**

# PCTの戦略的活用

## 3. 優先権主張を伴う国際出願

### (1) 基礎なし国際出願

実施の形態や実験データなどの追加の必要がない出願については、基礎となる国内出願を省いて国際出願をする。

### (2) 基礎あり国際出願

内容の追加の可能性がある出願については、基礎出願となる国内出願を行い、その後優先権を主張し、内容を追加して国際出願を行う。

*国際出願は、規則の定めるところにより、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において又は同条約の締約国についてされた先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができる(PCT8条(1))。*

*(b)の規定が適用される場合を除くほか、(1)の規定に基づいて申し立てられた優先権の主張の条件及び効果は、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約第四条の定めるところによる(PCT8条(2)(a))。*

# PCTの戦略的活用

## 【💡 ポイント3】

基礎なし国際出願と、基礎あり国際出願の有効活用。

出願のタイプ	対象・メリットなど
基礎なし国際出願	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施態様の変更や実験データ等の追加の必要のないもの。</li><li>・早期の国際出願日の確保が可能。</li></ul>
基礎あり国際出願	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施態様の変更や実験データ等の追加の必要のあるもの。</li><li>・パリルートとは異なり、優先期間内に翻訳文を作成する必要がないので、急いで翻訳文を作成する必要がない。</li></ul>

# PCTの戦略的活用

## 4. 国内段階への移行期間

**各指定国(選択国)への国内段階への移行期間は、原則として優先日から30月以内である。**

*出願人は、優先日から三十箇月を経過する時までに各指定官庁に対し、国際出願の写し(第二十条の送達  
が既にされている場合を除く。)及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う  
(PCT22条(1))。*

**30月の国内段階への移行期間内に各国へ移行すべきか否かを判断できる。**

**「30月以内」なので、早く権利化したい国については、早期に移行することができる。**

# PCTの戦略的活用

## 各指定国(選択国)への国内段階への移行期間の例外はある

(Time Limits for Entering National/Regional Phase under PCT Chapters I and II(status on 10 February 2022)

[https://www.wipo.int/pct/en/texts/time\\_limits.html](https://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html))。

国内段階への移行期間	指定国
20月	ルクセンブルク
21月	タンザニア
31月 (48カ国・地域)	オーストラリア, ユーラシア特許機構(EA), EPO, イギリス, インド, 韓国, コロンビア, デンマーク, フィンランド, インドネシア, ノルウェー, ニュージーランド, ロシア連邦, スウェーデン, ウクライナ, ベトナム, 南アフリカ他多数。
34月	ボスニア・ヘルツェゴビナ

※ 中国の国内段階への移行期限は、最先の優先日から30月であるが、追加の手数料を支払うことにより2月延長して32月とすることができる(実施細則第103条)。

トルコの国内段階への移行期限は、最先の優先日から30月であるが、延長手数料を納付すれば33月まで延長できる。



# PCTの戦略的活用

## 【💡 ポイント4】

各指定国(選択国)の国内段階への移行期間は、様々であるので、移行したい国への移行期間を確認しておく。

最も短い国でも20月あるので、その期間を有効に活用する(因みに30月の国内段階への移行期間を採用する国・地域は76である)。

この期間内に国際調査機関の見解書等をも踏まえて、各国へ移行すべきか否かを判断する。各国に移行しなければ、翻訳費用、各国代理人費用等を削減できる。

他方、早く権利化したい国については、早期に移行することで、その国において早期の権利化を図ることができる。

# PCTの戦略的活用

## 5. 優先権の主張の補充等

**国際出願をすると、国際段階で優先権の主張の補充等を行える。**

出願人は、優先日から十六箇月の期間又は、優先権の主張の補充若しくは優先権の主張の願書への追加により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から十六箇月の期間のうちいずれか早く満了する期間内に、受理官庁又は国際事務局に提出する書面によって、優先権の主張の補充又は追加をすることができる(PCT規則26の2.1(a))。

**受理官庁(指定官庁)により優先権が回復される場合もある。**

国際出願の国際出願日が、当該優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から二箇月の期間内である場合には、受理官庁は、出願人の請求により、かつ、(b)から(g)までの規定に従うことを条件として、当該受理官庁が採用する基準(「回復のための基準」)が満たされていること、すなわち、当該優先期間内に国際出願が提出されなかったことが、次のいずれかの場合によると認められた場合には、優先権を回復する(PCT規則26の2.3(a))。

※ 指定官庁については、PCT規則49の3.2(a)参照。

# PCTの戦略的活用

## 【💡 ポイント5】

国際段階において優先権の主張の補充・追加機会を有効活用する。  
優先権の回復については、受理官庁や指定官庁が、どのような基準を採用しているかを確認した上で活用する。

【表21: IP5が採用する回復基準】

	受理官庁	指定官庁
日本	相当な注意※	相当な注意※
米国	故意でない	故意でない
EPO	相当な注意	相当な注意
中国	相当な注意＋故意でない	—
韓国	—	—

※日本は2023年4月以降に“故意でない”基準に改正予定。

韓国、中国(指定官庁)は、優先権の回復請求を受理しない。

(WIPOのHP“ Restoration of the right of priority by receiving Offices (RO) and designated Offices (DO) under PCT Rules 26bis.3 and 49ter.2 (Last updated 15 September 021)”<https://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>参照。)

# PCTの戦略的活用

## 6. 誤記の訂正

**国際段階において、国際出願等について誤記の訂正を行える。**

*国際出願又は出願人が提出した他の書類中の明白な誤記は、当該出願人が請求する場合は第九十一規則に従って訂正することができる(PCT規則91.1(a))。*

### 【💡ポイント6】

**国際出願に誤記があった場合、各指定国に移行する前に、国際段階で一括して誤記を訂正することができる。**

**誤記訂正の機会を有効活用し、各国での誤記訂正漏れがないように管理することができる。**

# PCTの戦略的活用

## 7. 誤訳があった場合の扱い

**国際出願等に誤訳があった場合の扱いが規定されている。**

*国際出願が正確に翻訳されなかつたため、当該国際出願に基づいて与えられた特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超えることとなる場合には、当該締約国の権限のある当局は、それに応じて特許の範囲を遡及して限定することができるものとし、特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超えることとなる限りにおいて特許が無効であることを宣言することができる。(PCT46条)。*

### 【💡 ポイント7】

**国際出願等に誤訳があった場合に、誤訳の訂正が行える(パリルートでは困難)。**

**誤訳があった場合に、自動的に特許全体が無効にされるわけではない。締約国は、原語の国際出願の範囲を超える場合に、限定解釈や、原語の国際出願の範囲を超えることとなる限りにおいて無効にできるに止まる。**

# PCTの戦略的活用

## 8. 国際調査機関の書面による見解(国際調査機関の見解書)

国際調査の段階で、請求の範囲に記載されている発明の特許性に関する見解が得られる。

69. 1(bの2)の規定に従うことを条件として、国際調査機関は、国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言の作成と同時に、次の事由について、書面による見解を作成する(PCT規則43の2.1(a))。

(i) 請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの(自明のものではないもの)及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうか。

(ii) 国際出願が、当該国際調査機関の点検した範囲内で条約及びこの規則に定める要件を満たしているかどうか。

### 【💡ポイント8】

国際調査機関の見解書を各国へ移行をすべきか否かの判断材料とする(⇒各国への移行を取り止めれば、費用節減可能)。

基礎なし国際出願の場合、国際調査機関の見解書の結果を踏まえて再出願もあり得る。

# PCTの戦略的活用

## 9. 早期の国際公開の請求並びに国際公開の回避及び延期

### 早期の国際公開の請求を行える(PCT21条(2)(b))。

出願人は、国際出願の優先日から18月の期間の満了前のいずれの時点においても、国際出願の国際公開を行うことを国際事務局に請求することができる(PCT21条(2)(b))。

### 国際出願の取下げにより、国際公開を回避することができる(規則90の2.1(c))。

出願人、受理官庁又は国際予備審査機関により送付された取下げの通告が国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合には、取り下げられた国際出願の国際公開は、行わない(規則90の2.1(c))。

### 優先権主張を伴う国際出願の国際公開は、優先権主張の取下げによって延期することができる(規則90の2.3(d))。

優先権の主張の取下げが優先日について変更が生じる場合には、もとの優先日から起算した場合にまだ満了していない期間は、(e)の規定に従うことを条件として、変更の後の優先日から起算する(規則90の2.3(d))。

# PCTの戦略的活用

## 【💡 ポイント9】

早期の国際公開の請求を行うことで、早期に仮保護の権利を得ることができる。

国際公開を回避したい場合、国際出願を取り下げればよい。ただし、国際公開の技術的な準備が完了する前に、取下げの通告が国際事務局に到達する必要がある。

## 【Q5】 どのような場合に国際出願を取り下げる？

国際公開を延期したい場合、優先権主張を取り下げることによって行える。

## 【Q6】 どのような場合に優先権主張を取り下げる？



# PCTの戦略的活用

## 10. 補充国際調査

15条(1)に基づいて行われる国際調査に加えて、補充国際調査を請求することができる(PCT規則45の2.1(a))。

*出願人は、優先日から二十二箇月を経過する前にいつでも、国際出願について45の2. 9の規定に基づき補充国際調査を管轄する国際調査機関が補充国際調査を行うことを請求することができる(PCT規則45の2.1(a))。*

### 【💡 ポイント10】

国際調査機関による国際調査に加えて、補充国際調査を管轄する国際調査機関による補充国際調査を希望する場合に、補充国際調査を請求することができる。

【Q7】 どのような場合に補充国際調査を請求するか？

# PCTの戦略的活用

## 11. 国際予備審査

**国際調査機関の見解書において、特許性について否定的な見解が示された場合、国際予備審査を請求して肯定的な見解が得られる場合がある。**

*国際出願は、出願人の国際予備審査の請求により、この条及び次の諸条並びに規則の定めるところにより国際予備審査の対象とする(PCT31条(1))。*

*国際予備審査は、国際予備審査機関が行う(PCT32条(1))。*

*国際予備審査報告は、所定の期間内に、所定の形式で作成する(PCT35条(1))。*

**国際予備審査報告は、各選択官庁に送達され、選択官庁における審査の参考として利用される。**

*国際予備審査報告は、所定の翻訳文及び原語の附属書類とともに、国際事務局が各選択官庁に送達する(PCT36条(3)(a))。*

# PCTの戦略的活用

## 【💡ポイント11】

国際予備審査報告の結果が肯定的か否かにより、最終的に各選択国に移行するか否かを決定することができる(⇒各国への移行を取り止めれば、費用節減可能)。

国際予備審査報告の結果は、各選択官庁での審査の参考とされるので、選択国での審査費用の低減につながる場合がある(例えばEPO)。

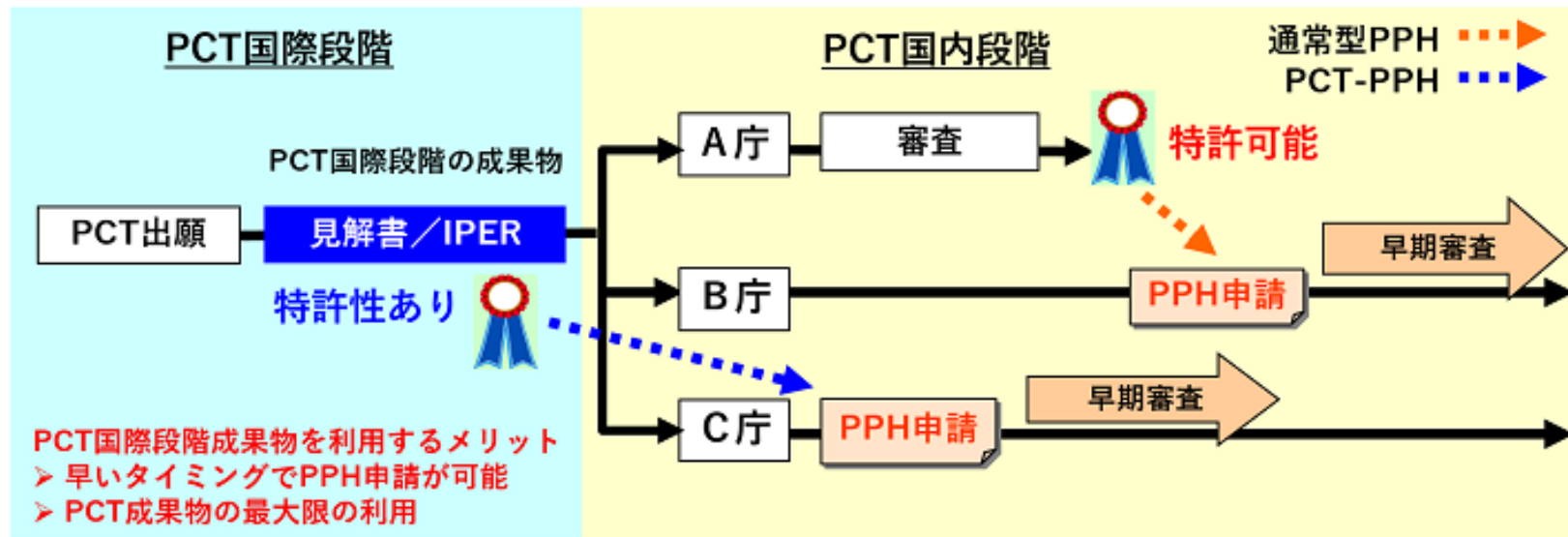
国際予備審査報告の結果(肯定的な結果)を各選択国において有効活用する。  
例えば、アジア諸国での活用(シンガポール特許法29条(2019年11月21日施行)、マレーシア特許法 29条A (2006年8月16日施行))など。

# PCTの戦略的活用

## 12. PCT-PPHの有効活用

国際出願の国際段階の成果物を利用する特許審査ハイウェイをPCT-PPHという。

肯定的な国際調査機関の見解書や国際予備審査報告等を活用可能。



(日本特許庁HPより: [https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/pct\\_pph.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/pct_pph.html))

# PCTの戦略的活用

## 【💡ポイント12】

PCT-PPHの活用により、各指定国（選択国）での早期権利化が可能となる。

例えば、開発途上国での権利化の促進を図ることが可能。

国	PCT-PPHの可否
インドネシア	○
マレーシア	○
シンガポール	○
フィリピン	○
タイ	×
ベトナム	×

（日本特許庁HPより<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/guideline.html#asia>）

ご静聴有り難うございました！

弁理士 佐々木真人

events@fukamipat.gr.jp

